

主張

安倍政権は憲法九条に自衛隊を明文化するために、自衛隊加憲の改憲論を提起した。その目的は何であろうか。

その第一は「自衛」を根拠とする「戦力の保持・拡大」ができる。他国並みに性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためだけに用いられる攻撃的兵器、例えばICBM、長距離核戦略爆撃機、攻撃型空母なども「自衛」の名の下にすべて保持が可能となる。次に自衛隊のための土地収用が拡大され、国防その他軍事に関する事業のための土地収用が可能となる。

現在「有事」に備えた仕組みづくりが、民間を巻き込んで動き始めている。陸上自衛隊は大型フェリー会社とフェリーを優先的に使う契約を結

び、捕虜収容所運営の民間委託なども検討されている。

自衛隊による他国並みの活動が可能となれば、今度は軍隊にとっては不可欠な軍事裁判所（軍法会議）の設置が必要となり、特別裁判所の設置の禁止を定めた憲法76条

2003～04年に出た有事法制関連法は、放送や通信、陸海空の運輸などの会社を「指定公共機関」に位置づけ、有事には「必要な措置を実施する責務がある」と定めた。医療・建設・運輸といった業界で働く人は、罰則はないものの、自衛

隊の任務に必要な場合に協力するよう命令の対象になった。2018年4月1日付で電力会社、フェリー、交通関係、通信、テレビ、ラジオなどの116の指定公共機関を指定する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と

独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が改正された。

日本国憲法は軍事に對して沈黙して、プレーキをかけ、権力を抑えてきた。これに自衛隊の存在を書き込めば、軍事の権力拡大規範につながる。2018年12月18日、安

4・3兆円の社会保険費を削減している。

憲法9条に自衛隊を明記することによって、憲法に軍事力の根拠が置かれることになり、形骸化した憲法9条2項はいずれ削除されることになるだろう。それが安倍改憲の狙いである。今こそ改憲を阻止する市民的

取り組みが重要で、対話こそが平和構築の唯一の方途であることを世界の国々と共に考えていかねばならぬ。三重県保険医協会が加盟する保団連の関業医宣言は「人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対する」と平和の希求を謳っている。私たち保険医協会の役割は大きい。

軍事化を促進する 憲法改悪を許すな

2項も改正されることになる。防衛出動中の自衛隊員が服務に反する行動をとった場合、今は7年以下の懲役または禁錮の刑だが、自衛隊が正面から軍隊と認められれば、敵前逃亡や「抗命」については死刑が科せられる可能性が出てくる。

隊の任務に必要な場合に協力するよう命令の対象になった。2018年4月1日付で電力会社、フェリー、交通関係、通信、テレビ、ラジオなどの116の指定公共機関を指定する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と

倍内閣は専守防衛を逸脱する「空母」の導入に踏み切り、中期防衛力整備計画では2019～23年度にわたって調達する防衛装備品などの総額は27兆4700億円程度と明記、過去最高水準になった。しかし一方では、安倍政権はこの7年間で